

中部電力株式会社浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2312213 号
令和 5 年 1 2 月 2 1 日
原 子 力 規 制 庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 5 年 6 月 19 日付け本原原発第 8 号をもって、中部電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書及び浜岡原子力発電所 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更

「浜岡原子力発電所 1 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書」及び「浜岡原子力発電所 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書」（以下、「廃止措置計画変更認可申請書」という。）について、原子炉領域の解体撤去工程の変更及び原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更のため、令和 5 年 3 月 13 日付け本原浜岡発第 106 号及び本原浜岡発第 107 号をもって変更認可を申請した。

これらの廃止措置計画変更認可申請書の反映のため、関連条文及び添付を変更する。

（変更する条文及び添付）

- ・第 2 編第 1 5 条（工事の計画及び実施）
- ・第 2 編第 1 5 条の 2（不燃性雑固体廃棄物の保管区域の設定）

- ・第2編第43条（放射性気体廃棄物の管理）
- ・第2編添付－1（保管区域図）

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、放射性廃棄物管理について、保安規定に定める放射性気体廃棄物及び放射性固体廃棄物の管理に係る基本方針等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していることを確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112715号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））（以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第3項各号を表している。

（1）第13号関係（放射性廃棄物の廃棄）

第3項第13号について、保安規定審査基準は、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法が定められていること及び放射性固体廃棄物の保管に係る具体的な管理措置に関し、放射線安全確保のための措置が定められていることなどを要求している。

規制庁は、第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備の追加並びに熱的切断対象の拡張に伴い放出管理目標値を変更しているが、既認可の放出管理方法から変更がないこと、また、不燃性雑固体廃棄物の増加に伴い、保管区域を拡張し、保管区域の容量を変更しているが、既認可の放射線安全確保のための措置に変更がないことを確認したことから、第3項第13号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

なお、規制庁は、審査会合において、不燃性雑固体廃棄物の保管場所、容量及び線量当量率を保安規定に紐づく二次文書・三次文書に定めて、放射性固体廃棄物を管理するとしていることを確認した。

（2）第21号関係（廃止措置の管理）

第3項第21号について、保安規定審査基準は、廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていることなどを要求している。

規制庁は、原子炉格納容器のうちサブプレッション・チェンバ及び機器搬入口並びにドライウエル外周の壁のうち機器搬入口の遮へい壁を、第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備に追加していることを確認したことから、第3項第21号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。